

# 北塩原村木造住宅耐震改修支援事業の募集

村内に存する耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修工事費用の一部を助成し、住宅の地震に対する安全性の確保の向上を図り、震災に強い村づくりを推進しています。

## 補助金 耐震改修工事費用の4/5以内かつ

一般耐震改修工事 1,200,000円以内

簡易耐震改修工事 720,000円以内

部分耐震改修工事 720,000円以内



申込期間 令和8年6月1日(月)～令和8年9月30日(水)まで

※なお、上限に達し次第受付を終了します。

### 対象住宅

#### ①～④のすべてに該当するもの

- ① 専用住宅又は併用住宅  
(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)
- ② 昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅で、在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法による木造3階建て以下の既存不適格住宅
- ③ 平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。
- ④ 補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの。
- ⑤ 以前に当補助金の交付を受け耐震改修工事を行ったことが無い住宅。

### 対象者

#### ①及び②の両方に該当するもの

- ①住宅の所有者または賃借者又は購入予定者で耐震改修工事を行う者(個人に限る)。
  - ②村税を滞納していない者。
- ※耐震改修工事は建築士法に規定する建築士の資格を有するものが設計及び工事監理を行うこと。

#### 在来軸組工法とは?

土台と柱、梁といった部材で構成された日本の伝統的な工法

#### 伝統的工法とは?

金物を使わず、木組みの柔軟性を活かした工法

#### 桝組壁工法とは?

木材でつくった枠に、構造用合板等を釘で打ち付けて、壁・床・屋根を形成する工法

### お問合せ窓口

建設課

0241-23-3261

Email

kensetsu01@vill.kitashiobara.fukushima.jp

北塩原村役場  
ホームページ

